ごみ広域処理施設の
都市計画に関する説明会

和光市

令和5年7月15日（土）・19日（水）

説明する内容

1. 都市計画原案の概要･･･P2~P9

2. 今後の都市計画手続き･･･P10~P11

朝霞和光資源循環組合による
広域処理施設の整備に伴う都市計画案件

都市施設　和光都市計画ごみ焼却ごみ処理場の変更

『都市計画法』

第11条（都市施設）

都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる施設を定めることができる。

三 水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場その他の供給施設又は処理施設

『建築基準法』

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。※ただし、当該市町村都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合はこの限りでない。

『都市計画運用指針』

（ごみ焼却場）

公益性の高い施設は、都市計画の手続において土地利用や他の都市施設との計画調整を図るとともに関係者間の合意形成を図るため、積極的に都市計画決定することが望ましい。

都市施設として都市計画に定めるため、
都市計画原案を作成

都市計画に定める事項

都市計画法第１１条第2項によりごみ焼却ごみ処理場について都市計画に定めるもの

1. 施設の種類
2. 名称
3. 位置及び区域
4. 面積

和光都市計画ごみ焼却ごみ処理場の変更 「種類」「名称」

（種類）ごみ焼却ごみ処理場

変更前

名　称		位　置	面　積	備　考
番号	ごみ焼却 ごみ処理場名			
1	和光市ごみ焼却 ごみ処理場	和光市大字新倉字 五反田大字下新倉 字逆川 (下新倉6丁目地内、 新倉8丁目地内)	約9,200㎡	

第1号和光市ごみ焼却ごみ処理場
【施設概要】
名称　　：和光市清掃センター及び
　　和光市旧ごみ焼却所(通称)
所在地　：和光市下新倉6丁目、新倉8丁目の各一部
竣工年度：平成2年（1900年）3月
(清掃センター)
当初決定：昭和46年12月6日
最終決定：昭和62年11月11日

※現行の都市計画法は昭和44年6月14日に施行
それ以前からごみ焼却場はあったが、和光市で都市計画に位置付けられたのは、昭和46年から。

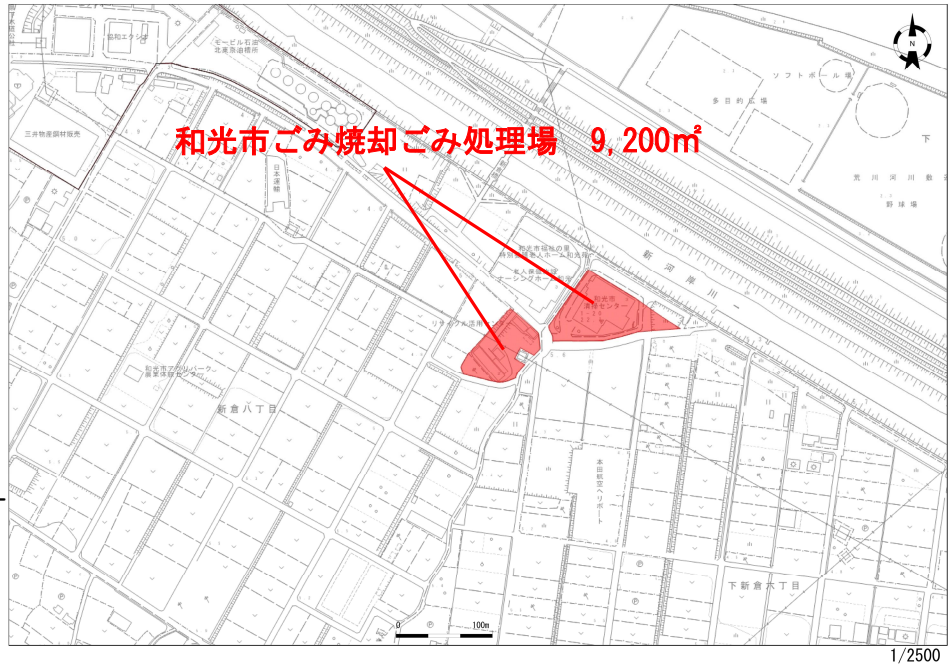

1/2500

和光都市計画ごみ焼却ごみ処理場の変更「種類」「名称」

（種類）ごみ焼却ごみ処理場

変更後

名　称		位　置	面　積	備　考
番号	ごみ焼却 ごみ処理場名			
1	和光市ごみ焼却 ごみ処理場	下新倉6丁目地内	約5,600㎡	
2	朝霞和光資源循環組合 ごみ焼却 ごみ処理場	新倉8丁目地内	約24,500㎡	

【変更理由】

和光市及び隣接する朝霞市では、ごみ焼却ごみ処理場を単独で保有し各々ごみ処理を行ってきましたが、老朽化による処理能力の低下と維持管理コストの増加が課題となっており、早期建て替えが必要となっています。

安定的かつ効率的なごみ処理体制の構築のため、両市において、ごみの広域処理の検討がなされ、この度和光市内にて、新たに施設を設けることになったことから、朝霞和光資源循環組合ごみ焼却ごみ処理場を追加するものです。

和光都市計画ごみ焼却ごみ処理場の変更 「位置」「面積」

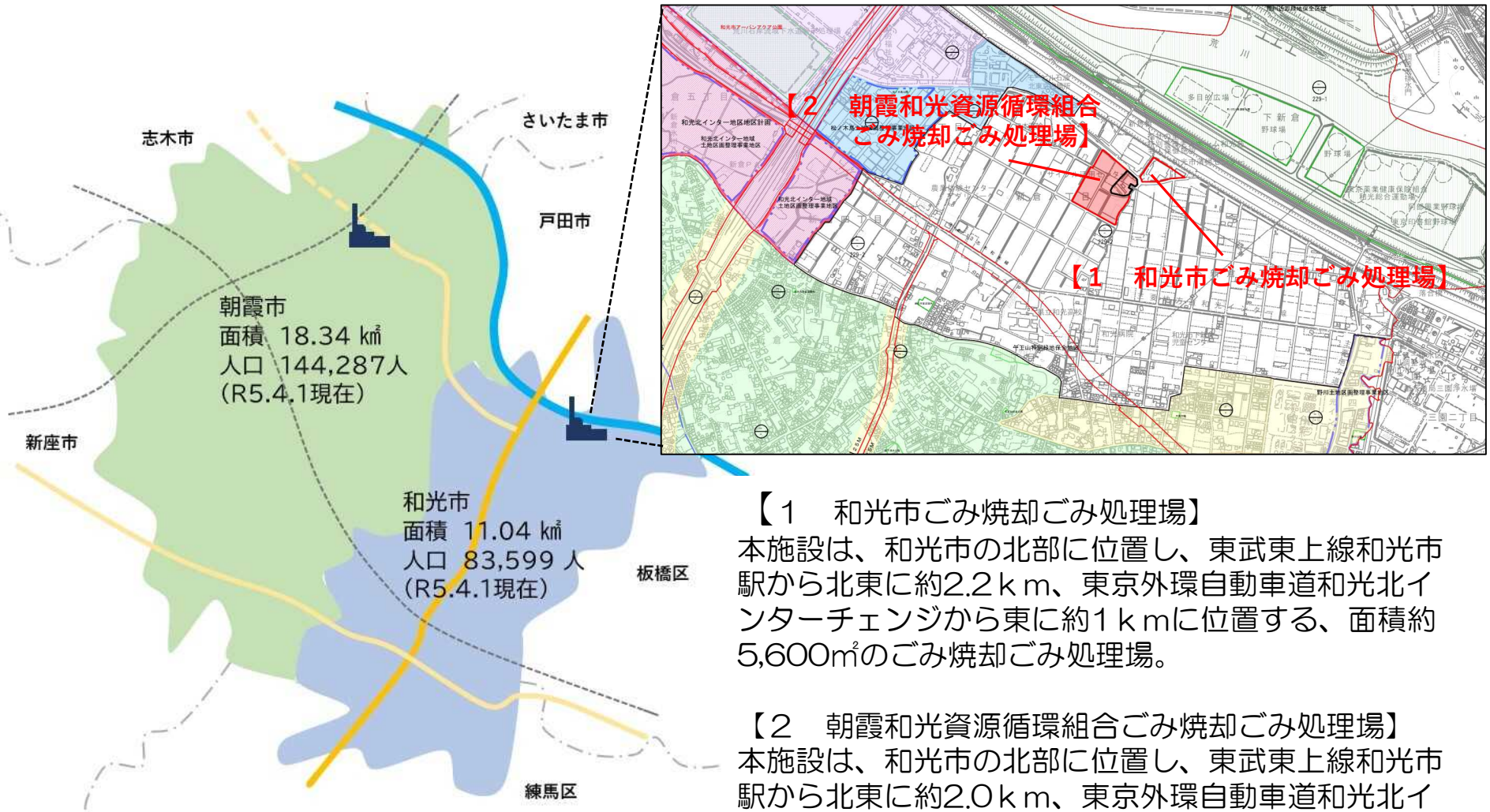

【１　和光市ごみ焼却ごみ処理場】
本施設は、和光市の北部に位置し、東武東上線和光市駅から北東に約2.2ｋｍ、東京外環自動車道和光北インターチェンジから東に約１ｋｍに位置する、面積約5,600㎡のごみ焼却ごみ処理場。

【２　朝霞和光資源循環組合ごみ焼却ごみ処理場】
本施設は、和光市の北部に位置し、東武東上線和光市駅から北東に約2.0ｋｍ、東京外環自動車道和光北インターチェンジから東に約0.8ｋｍに位置する、面積約24,500㎡のごみ焼却ごみ処理場。

和光都市計画ごみ焼却ごみ処理場の変更 「区域」

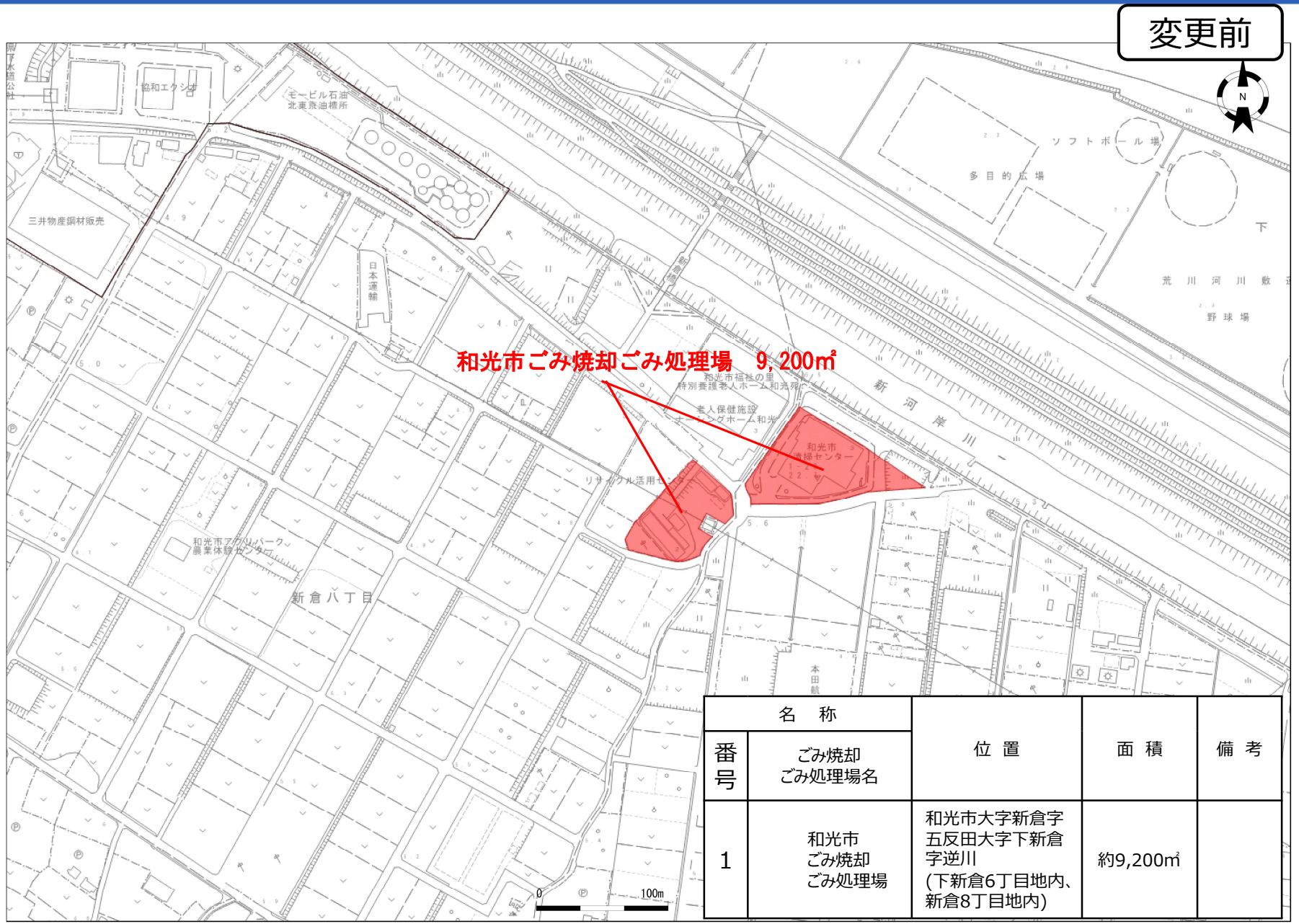

名称		位置	面積	備考
番号	ごみ焼却ごみ処理場名			
1	和光市ごみ焼却ごみ処理場	和光市大字新倉字五反田大字下新倉字逆川(下新倉6丁目地内、新倉8丁目地内)	約9,200㎡	

1/2500

和光都市計画ごみ焼却ごみ処理場の変更 「区域」

変更後

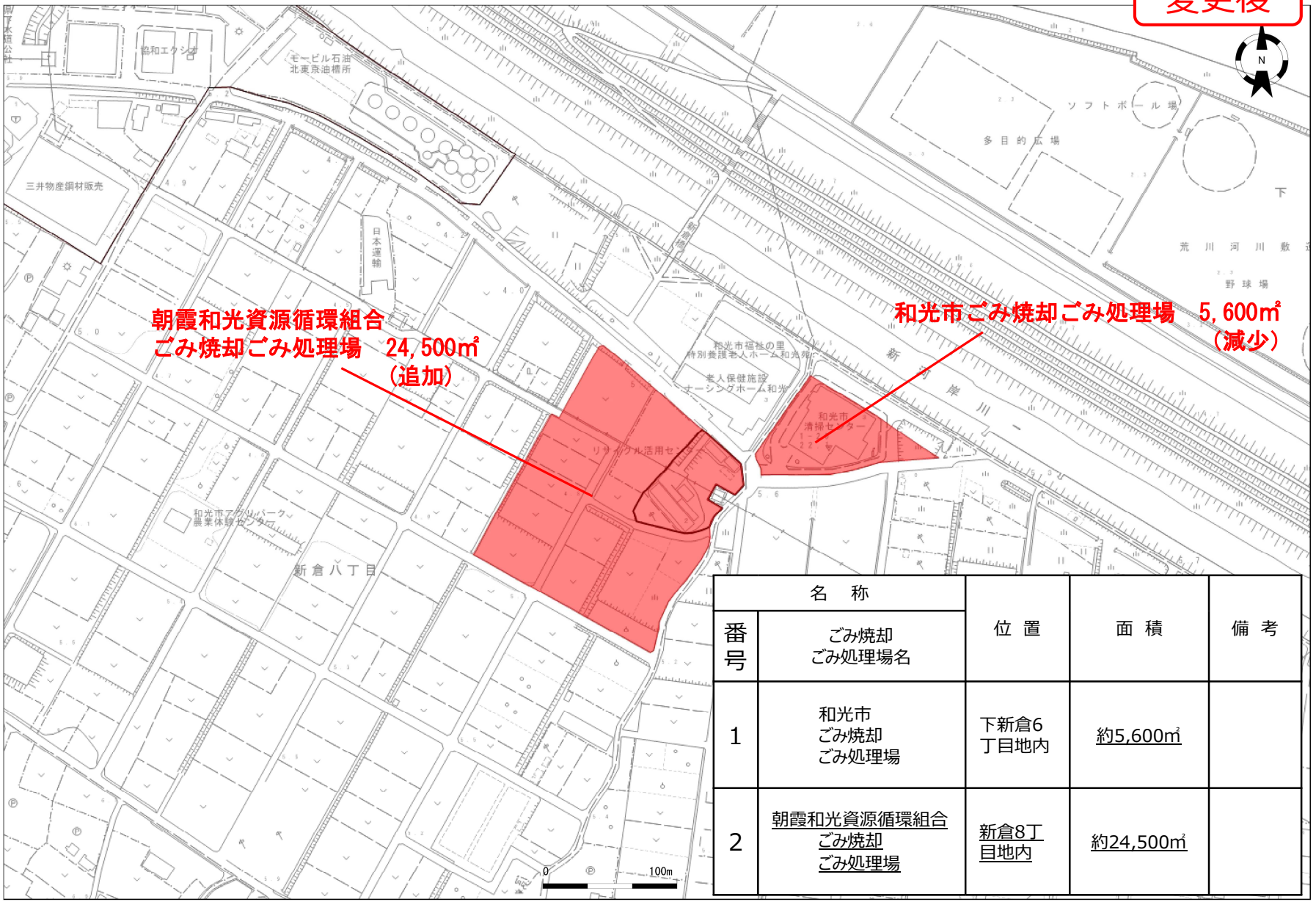

番号	名称 ごみ焼却ごみ処理場名	位置	面積	備考
1	和光市 ごみ焼却 ごみ処理場	下新倉6丁目地内	約5,600㎡	
2	朝霞和光資源循環組合 ごみ焼却 ごみ処理場	新倉8丁目地内	約24,500㎡	

1/2500

今後の都市計画手続き

都市計画変更　原案の作成
都市計画変更原案の公告　（R5.7.12）
都市計画変更原案の縦覧（R5.7.12～8.2）
都市計画に関する説明会　（R5.7.15、7.19）
都市計画法第16条、和光市まちづくり条例第12条
3週間
意見書の提出
都市計画変更　案の作成
都市計画変更案の公告・縦覧　R5.11月頃
都市計画法第17条
2週間
意見書の提出
都市計画審議会（市）　R5.12月頃
都市計画変更決定告示　R6.1月頃
都市計画手続き

お問い合わせ先

●都市計画変更に関すること

和光市　建設部　都市整備課　計画担当
〒351－0192　和光市広沢１-５　(和光市役所2階)
電　話　048－424－9145（直通）
メール　e0100@city.wako.lg.jp

●ごみ広域処理施設に関すること

朝霞和光資源循環組合
〒351－0192　和光市広沢1-5　(和光市役所5階)
電　話　048－424－2253（直通）
メール　jimukyoku@asawa-junkankumiai.jp

●清掃センターに関すること

和光市　市民環境部　環境課　(清掃センター)
〒351－0111　和光市下新倉6-17-1
電　話　048－464－5300（直通）
メール　e0500@city.wako.lg.jp